

「地域共生社会」を見据えた地域福祉計画の総合計画への一体化について

1 事業の基本方針と背景

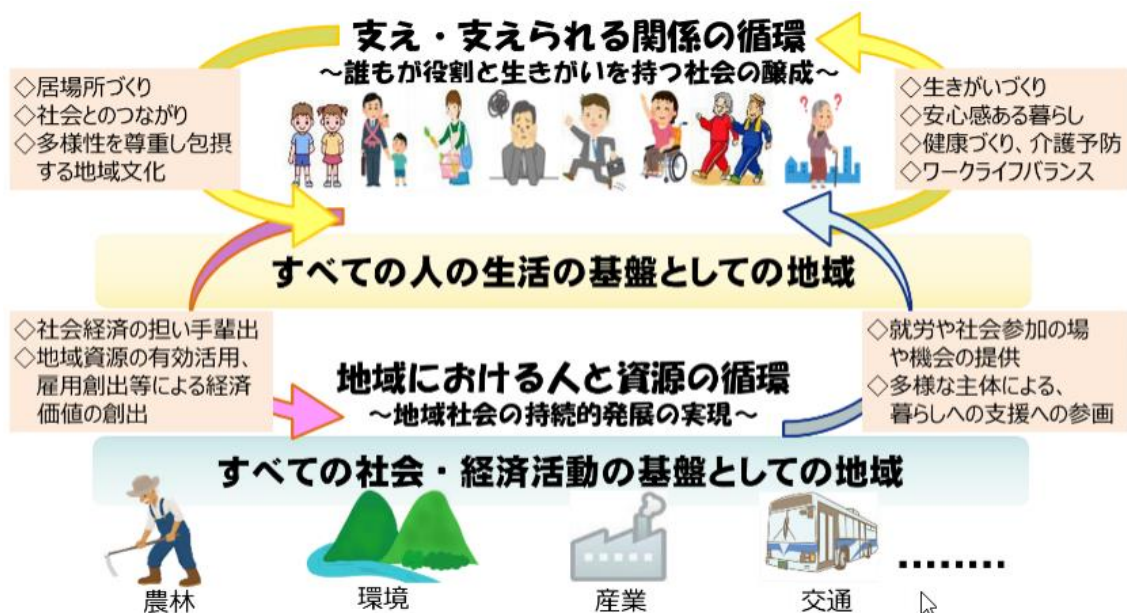
地域福祉計画は、社会福祉法により各市町村での策定が努力義務とされている計画であり、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

社会福祉法では、高齢化や人口減少といった社会の変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指すこととされています。

この「地域共生社会」を実現するため、国において「誰一人取り残されることのない包括的な支援体制を整備する」との方針の下、各種方策が検討されています。

《地域共生社会のイメージ》

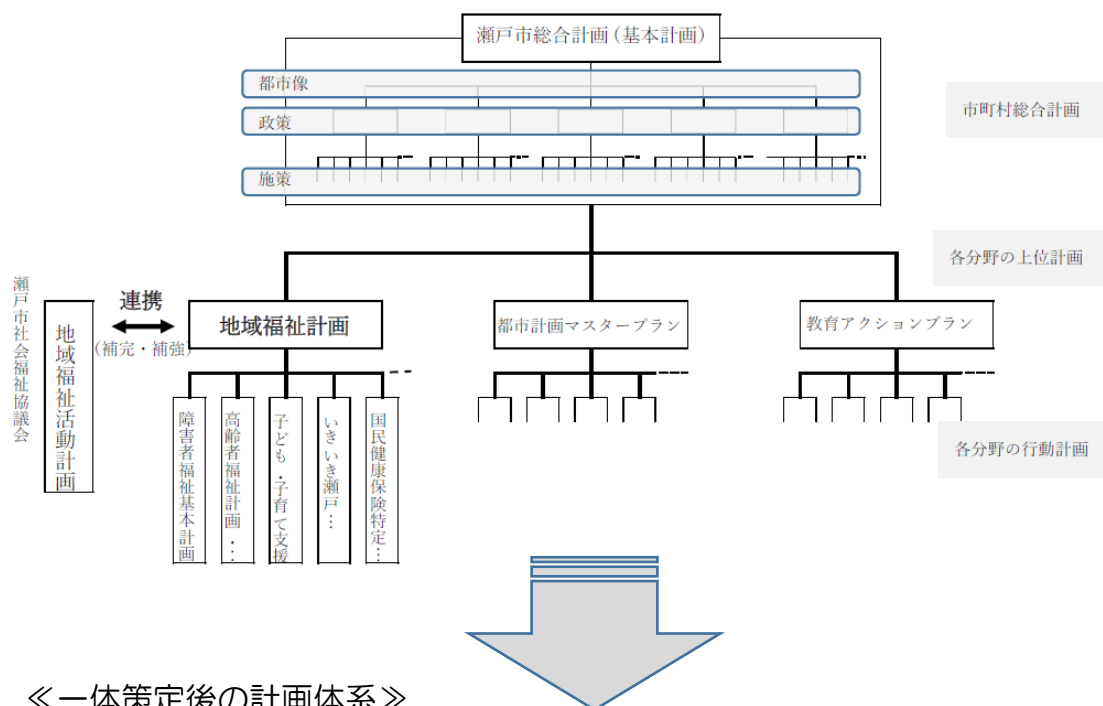
※厚生労働省 HP より



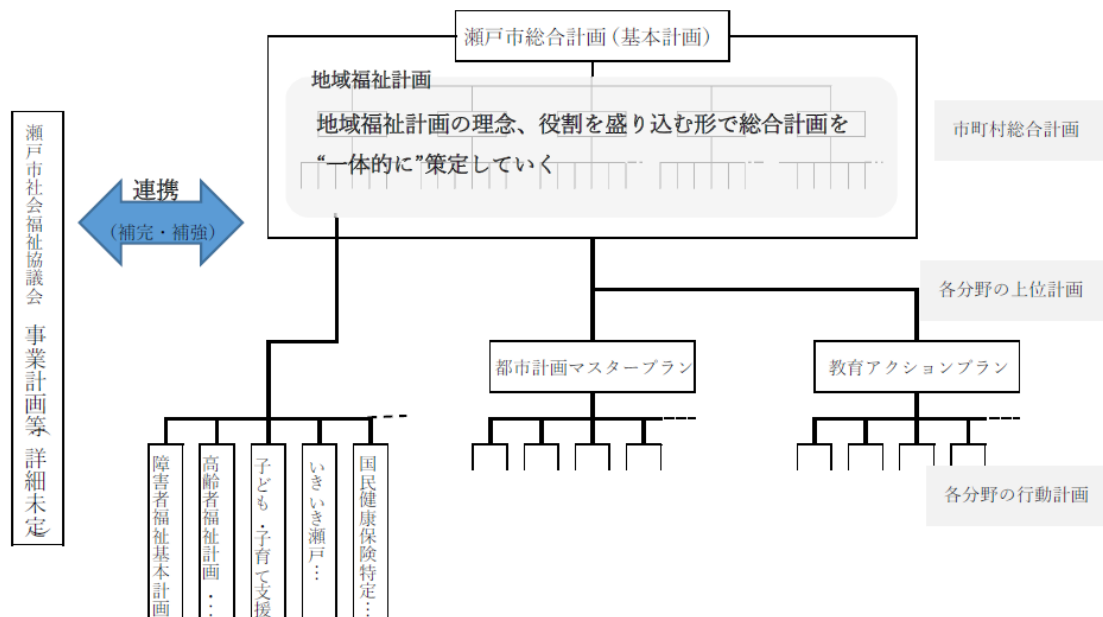
瀬戸市においても「地域共生社会」や「誰一人取り残されることのない包括的な支援体制」を実現するため、地域福祉計画を総合計画（基本計画）に包含する形で一体的に策定することで、医療、教育、地域やまちづくり等の多分野を見据えた施策展開を図ります。

◆一体策定のイメージ

《一体策定前の計画体系》



《一体策定後の計画体系》



2 地域福祉計画を次期瀬戸市将来計画と一体化する理由

(1) 多分野が連携した施策展開の実現

「地域共生社会」を実現するためには、制度の縦割りや分野の枠を超えて多様な主体が協働・連携しながら、それぞれの取り組みを進める必要があります。

そのため、地域福祉計画を瀬戸市の最上位計画である総合計画（基本計画）と一体的に策定することで、多分野が連携した効果的かつ効率的な施策の実施が可能になります。

(2) 将来を見据えた策定プロセスの見直し

地域福祉計画の個別策定は、人的資源と財政支出の点から大きな負担が生じます。今後、人口減少等で市町村の経営資源が大きく制約されると予測される中、瀬戸市が地域に求められる役割を果たしてゆくためには、現時点から業務の在り方を自ら変革してゆく必要があります。

地域福祉計画と総合計画（基本計画）との一体化は、行政計画の策定プロセスを見直すことで、将来を見据えた効率的な行政運営を目指すものです。

(3) 計画体系の見直しによる簡素化

瀬戸市では平成18年度に瀬戸市地域福祉計画を策定以降、障害者や高齢者や子どもなどの各福祉分野の行動計画を充実させてきました。

地域福祉計画を総合計画（基本計画）と一体的に策定した場合も、各福祉事業の推進に支障はないため、一体策定により福祉分野全体の計画体系が簡素化されることで、市民にとって分かりやすい行政運営に繋がると考えます。